

社会福祉法人青葉会役員、評議員及び各種委員報酬及び交通費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青葉会（以下、「法人」という。）役員及び評議員等の報酬及び交通費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の交通費)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき並びに評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、前項の額を超える場合には、その実費とする。

3 法人の業務として必要なときは、役員及び評議員に、前2項の基準に準拠して交通費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は別表2により報酬（交通費を含む。）を支払うことができる。

2 交通費の実費が、前項の額を超える場合には、その実費とする。

3 理事長が委嘱する外部の評価者が指導または評価に当たった場合にも、本条の規定を適用することができる。ただし、これによりがたい場合は、その都度理事長が決定する。

(各種委員の報酬)

第6条 役員及び評議員以外に委員を理事長が委嘱し、委員がその任務を負った業務に当たったときは、原則として別表1に準じて報酬を支払うことができる。ただし、これによりがたい場合は、その都度理事長が決定する。

(適用除外)

第7条 職員を兼務する役員等は、この規定を適用せず、職員規定に準じ支給する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、法人設立の日から施行する。

2 この規程は、平成29年1月26日から施行する。

3 この規程は、令和5年6月14日から施行する。

4 この規程は、令和6年6月12日から施行する。

別表1（第3条 理事会及び評議員会の出席）

名称	金額
理事会出席旅費	1回 2,000円
評議員会出席旅費	1回 2,000円

（注）実際の旅費が1回2,000円を超える場合は、千円単位で切り上げる。

別表2（第5条 監事の報酬）

名称	金額
監事監査指導報酬	1回 10,000円